

令和4年度 高齢者活躍企業コンテスト 高齢者がいきいきと働くことのできる 創意工夫の事例を募集します。

高齢者活躍企業コンテストは、高齢者が長い職業人生の中で培ってきた知識や経験を職場等で有効に活かすため、企業等が行った創意工夫の事例を広く募集・収集し、**優秀事例について表彰を行います。**

優秀企業等の改善事例と実際に働く高齢者の働き方を社会に広く周知することにより、企業等における雇用・就業機会の確保等の環境整備に向けて具体的な取組の普及・促進を図り、生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成することを目的としています。多数のご応募をお待ち申し上げております。

入賞企業の取組事例は、厚生労働省及び当機構の啓発活動を通じて広く紹介させていただくほか、新聞（全国紙）の全面広告、当機構発行の月刊誌「エルダー」誌上及びホームページ等に掲載する予定です。

I 取組内容

働くことを希望する高齢者が、年齢にかかわらず生涯現役でいきいきと働くことができるようにするため、各企業等が行った雇用管理や職場環境の改善に関する創意工夫の事例を募集します。なお、創意工夫の具体的な例示として、以下の取組内容を参考にしてください。

取組内容	内 容（例示）
高齢者の活躍のための 制度面の改善	①定年制の廃止、定年年齢の延長、65歳を超える継続雇用制度（特殊関係事業主に加え、他の事業主によるものを含む）の導入 ②創業支援等措置（70歳以上までの業務委託・社会貢献）の導入（※1） ③賃金制度、人事評価制度の見直し ④多様な勤務形態、短時間勤務制度の導入 ⑤各制度の運用面の工夫（制度改善の推進体制の整備、運用状況を踏まえた見直し）等
高齢者の 意欲・能力の維持向上 のための取組	①高齢従業員のモチベーション向上に向けた取組や高齢従業員の役割等の明確化 ②高齢従業員による技術・技能継承の仕組み ③高齢従業員が活躍できるような支援の仕組み（IT化へのフォロー、危険業務等からの業務転換） ④高齢従業員が活躍できる職場風土の改善、従業員の意識改革、職場コミュニケーションの推進 ⑤新職場の創設・職務の開発 ⑥中高齢従業員を対象とした教育訓練、キャリア形成支援の実施（キャリアアップセミナーの開催）等
高齢者が働きつづけられるための 作業環境の改善、健康管理、安全衛生、 福利厚生への取組	①作業環境の改善（高齢者向け設備の改善、作業姿勢の改善、配置・配属の配慮、創業支援等措置対象者への作業機器の貸出） ②従業員の高齢化に伴う健康管理・メンタルヘルス対策の強化 ③従業員の高齢化に伴う安全衛生の取組（体力づくり、安全衛生教育、事故防止対策） ④福利厚生の充実（休憩室の設置、レクリエーション活動、生涯生活設計の相談体制）等

※1「創業支援等措置」とは、以下の①・②を指します。

①70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

②70歳まで継続的に、「a.事業主が自ら実施する社会貢献事業」又は「b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業」に従事できる制度の導入

II 応募方法

1. 応募書類等

イ、指定の応募様式に記入していただき、写真・図・イラスト等、改善等の内容を具体的に示す参考資料を添付してください。
また、定年制度、継続雇用制度及び創業支援等措置について定めている就業規則等の該当箇所の写しを添付してください。
なお、必要に応じて当機構から追加書類の提出依頼を行うことがあります。

ロ、応募様式は、当機構のホームページ（<https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/activity02.html>）から入手できます。

ハ、応募書類等は返却いたしません。

2. 応募締切日 令和4年3月31日（木）当日消印有効

3. 応募先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福井支部
高齢・障害者業務課

〒915-0853 越前市行松町 25-10福井職業能力開発促進センター内



主催 厚生労働省、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

当機構では厚生労働省と連携の上、企業における「年齢にかかわらず生涯現役でいきいきと働くことのできる」雇用事例を普及啓発し、高齢者雇用を支援することで、生涯現役社会の実現に向けた取組を推進していきます。

Ⅲ 応募資格

1. 原則として、企業からの応募とします。グループ企業単位での応募は不可とします。
2. 応募時点において、次の労働関係法令に関し重大な違反がないこととします。
 - (1) 平成31年4月1日～令和3年9月30日の間に、労働基準関係法令違反の疑いで送検され、公表されていないこと。
 - (2) 「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」(平成29年1月20日付け基発0120第1号)及び「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」(平成31年1月25日付け基発0125第1号)に基づき公表されていないこと。
 - (3) 令和3年4月以降、職業安定法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に基づく勧告又は改善命令等の行政処分等を受けていないこと。
 - (4) 令和3年度の障害者雇用状況報告書において、法定雇用率を達成していること。
 - (5) 令和3年4月以降、労働保険料の未納がないこと。
3. 高年齢者が65歳以上になっても働ける制度を導入^(※2)し、高年齢者が持つ知識や経験を十分に活かして、いきいきと働くことができる環境となる創意工夫がなされていることとします。

※2 平成24年改正の高年齢者雇用安定法の経過措置として継続雇用制度の対象者の基準を設けている場合は、当コンテストの趣旨に鑑み、対象外とさせていただきます。
4. 応募時点前の各応募企業等における事業年度において、平均した1月あたりの時間外労働時間が60時間以上である労働者がいないこととします。

Ⅳ 賞

※ 予定であり、各審査を経て入賞の有無・入賞編数等が決定されます

【厚生労働大臣表彰】

- ★ 最優秀賞 1編
- ★ 優秀賞 2編
- ★ 特別賞 3編

【独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰】

- ★ 優秀賞 若干編
- ★ 特別賞 若干編

Ⅴ 審査

学識経験者等から構成される審査委員会を設置し、審査します。

なお、応募を行った企業等または取組等の内容について、労働関係法令上または社会通念上、事例の普及及び表彰にふさわしくないと判断される問題(厚生労働大臣が定める「高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針」等に照らして事例の普及及び表彰にふさわしくないと判断される内容等)が確認された場合は、この点を考慮した審査を行うものとします。

Ⅵ 審査結果発表等

令和4年9月中旬を目処に厚生労働省及び当機構において各報道機関等へ発表するとともに、入賞企業等には、各表彰区分に応じ、厚生労働省または当機構より直接通知します。

また、入賞企業の取組事例は、厚生労働省及び当機構の啓発活動を通じて広く紹介させていただくほか、当機構発行の月刊誌「エルダー」誌上及びホームページ等に掲載します。

Ⅶ 著作権等

提出された応募書類の内容に係る著作権及び使用権は、厚生労働省及び当機構に帰属することとします。

Ⅷ 問い合わせ先

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福井支部 高齢・障害者業務課
〒915-0853 越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内
TEL:0778-23-1021 E-Mail:fukui-kosyo@jeed.go.jp